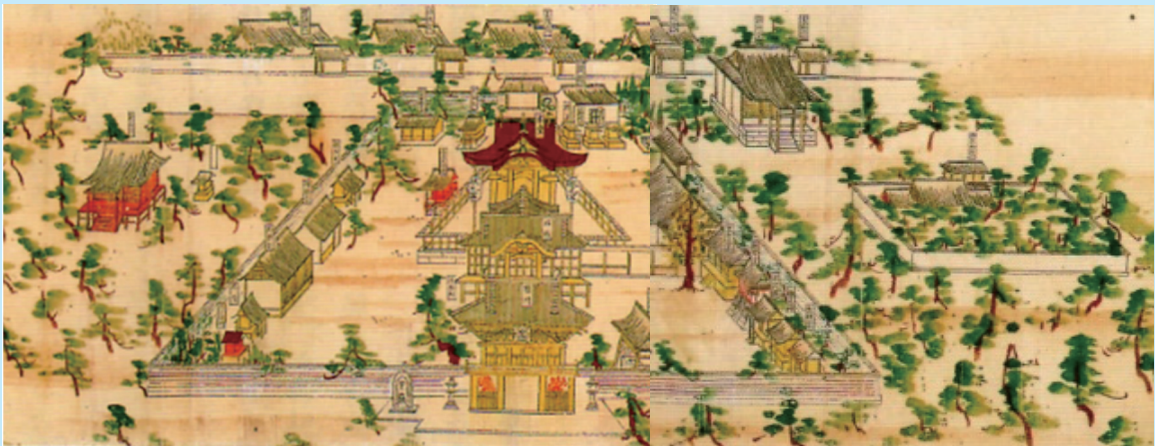


令和4年度 姫路市大学発まちづくり研究助成事業

「灘のけんか祭り」の成立と展開

－松原八幡神社放生会の一考察－



姫路大学教育学部 「播磨史ヒストリア」

令和5年3月

目次

松原別宮放生会の祭祀構造の特質（和田幸司）.....	1
はじめに	1
1 石清水放生会の祭祀構造の特質	2
2 松原別宮放生会の祭祀構造の特質	5
3 放生会開催と「祟」「穢」.....	10
おわりに	13
「灘のけんか祭り」の歴史（井上恭輔）.....	16
「灘のけんか祭り」の設立と展開（世良田杏里）.....	18
「灘のけんか祭り」を研究して（堀川聖真）.....	21
「灘のけんか祭り」について研究し、学んだこと（内田陸生）.....	23
研究を通して感じたこと（福本翔太）.....	26
「灘のけんか祭り」の歴史（馬場なつみ）.....	28
「灘のけんか祭り」の歴史（関灘秀介）.....	30
殺生罪業観と身分差別（高木彩実瑠）.....	32
石清水八幡宮と松原別宮の放生会について（高橋幸希）.....	34
明治大正期における「灘のけんか祭り」の展開（平井麗氏）.....	36
松原八幡宮と石清水八幡宮の関連性について（竹本有花）.....	38
近世の松原八幡宮秋季例大祭の研究（芝本斗眞）.....	39
成果発表会報告資料.....	42

松原別宮放生会の祭祀構造の特質

Characteristics of the Ritual Structure of Matsubara-Betsugu Hojoe

播磨史ヒストリア

姫路大学 教育学部

教授 和田 幸司

はじめに

9世紀半ば以降、貴族社会に殺生罪業観が登場・定着し、やがて「地獄」の観念と共に民衆的世界にも拡大する。各荘園では殺生禁断令が出され、殺生罪業観が織り込まれるようになる⁽¹⁾。脇田晴子氏によると、中世被差別民は支配被支配の体制外に存在し、山間部などに漂泊する狩猟・漁労民などが被差別集団を形成したと考察している。特に「屠兎」「餌取」と呼ばれた牛馬屠殺、斃牛馬処理に従事する人々は殺生禁断を犯すものとして強く社会外に置かれた⁽²⁾。

仏教の不殺生戒により魚鳥などを山野池沼に放ち供養する仏事である放生会も、殺生禁断令と同様に殺生罪業観の形成に深い関係がある。峰岸純夫氏は殺生禁断令と放生会の件数を「鎌倉遺文」から抽出し、飢饉や外圧という社会の危機に際して、件数が増加していることを示し、殺生罪業観とともに触穢イデオロギーが民衆の世界に拡大していくことを明らかにした⁽³⁾。

さて、「灘のけんか祭り」で著名な松原八幡神社秋季例大祭は中世の放生会に端緒をもつとされる。中世播磨の状況を示す「峯相記」によると「松原別宮ト申ハ。彼ノ浦ニ夜々光物有リ。其形ヲ知ラズ。此浦ニ群釣ト云老翁有キ。釣スル網ノ中ニ面一尺餘五六寸ノ朽木ヲ引入タリ。分明八幡大菩薩ト虫食アリ。即北浦ニ崇奉ル。利生掲焉也。万人崇敬ス。社頭繁昌シテ僧坊軒ヲ連タリ。神事祭禮嚴重シテ近キ比マデ當國重代ノ人々放生會ノ鑄流馬ヲ巡役トス云々⁽⁴⁾」とある。松原八幡神社の創建を伝えるとともに、秋季例大祭の原初形態であった放生会について記されている。しかしながら、史料が残存していないことから、松原別宮放生会の祭祀構造や特質はもちろん、存在事実さえも明らかにされていない。

そこで筆者は、その前提的作業として、松原八幡神社が石清水八幡宮別宮として、承安元年（1171）の時点では松原別宮としての地位を得ており、12世紀には荘園経営の

イデオロギー的基盤が確立していたことを明らかにし、さらに松原庄を10世紀半ばごろに成立した可能性が高いことを指摘した⁽⁵⁾。

本稿では、上記の基礎的研究の成果をもとに、松原別宮放生会の祭祀構造の特質を石清水八幡宮放生会（以下、「石清水放生会」と表記）のそれと比較類推する手法をとりながら、松原別宮放生会の存在の事実、ならびに、その特質を考察していきたい。そして、放生会開催に影響を与えた浄穢観念・崇観念との関係性を示すことで、今後の研究課題を明らかにしていきたいと考える。

1 石清水放生会の祭祀構造の特質

石清水放生会の開始時期は、『八幡宮寺縁事抄』によると、貞観3年(861)とも同5年とも、同18年とも伝えられている⁽⁶⁾。『宮寺旧記』によると、天平宝字5年(761)に宇佐八幡宮にて初めて執り行われ、石清水八幡宮では貞観5年(863)に「宮寺之沙汰」として始められたとする⁽⁷⁾。天曆2年(948)には八幡宣命使が派遣され(『九曆』)⁽⁸⁾、応和元年(961)には村上天皇の中宮安子が音楽を調べ奉幣が行われた(『日本紀略』)⁽⁹⁾。天延2年(974)には雅楽寮が音楽を奏し左右馬寮と近衛府は交互に祭祀を預かることとなる(『天延二年記』)⁽¹⁰⁾。そして、延久2年(1070)には勅使が下向することとなり国家的大祭のひとつとなる⁽¹¹⁾。

このような石清水放生会の国家的公祭化の経緯と共に、石清水放生会の祭祀構造は固まったのであり、その性質は国家的要素を抜きには語れない。

岡田荘司氏は石清水放生会の祭祀構造を、(ア)公祭として公家の関与する性格、(イ)宇佐八幡の影響を受けた放生会、(ウ)神輿が渡御する神幸祭、の3つに分類し、(1)天皇の行幸形式、(2)神仏習合形式、(3)御旅所祭祀、(4)京中住人の関係性、という特質を指摘した⁽¹²⁾。また、横井靖仁氏は石清水放生会の式次第を検討することにより、応神天皇霊・仲哀天皇霊・神功天皇霊に対する准行幸の形式の恒例化が国家と祭神の関係性＝神話となって、毎年再生産されることで、八幡宮の権門神社としての深化をもたらしたと評価した⁽¹³⁾。

両者は、『柵葉集』『長秋記』の祭儀次第を検討する研究手法によって上記考察を導いており、特に、横井氏は男山山上から山下の下院に至るまで、禰宜が「警蹕」を行っている記事から、具体的な行幸に準ずる所作があることを指摘している。

筆者はさらに両者の指摘を補強し、さらなる考察を加えるため、以下の史料を示したい。

史料1 「中右記」長治元年（1104）8月15日条⁽¹⁴⁾

放生会上卿皆以故障或服薬上卿俄闕了，宰相二人依仰参行之云々，右兵衛督師頼右宰相中将顯雅二人也，從延久年中放生会被准行幸之後，無上卿不下向之例云々

史料2 「殿曆」永久5年（1117）7月29日条⁽¹⁵⁾

天晴，不出行依物忌也，此間依足所勞，從四月不出仕来月八幡賀茂行之御祈行幸奉幣，上卿右大将七社云々，依物忌不見宣命

史料3 「長秋記」天承元年（1131）8月2日条⁽¹⁶⁾

天承元年八月二日丙寅頭弁書云，放生会弁或服假或所勞輩有如此故障無参人，仍欲着遣右少弁宗成之處，放生会申仏事之由者其憚可有否可量申者返事云，放生会公家所被用已為神事者於兼行不可其憚候歟，書禮紙云私申遷宮行事兼行諸社行幸之時，奉行御読経被准件例者彌何憚候哉，件弁雖為遷宮行事去年兼行日吉行幸事，行幸行事必奉行奉幣并御読経事，依是申此旨也，凡屬神事之仏事別不可称仏事歟，二位中納言被申云放生会供奉諸司准行幸儀從神輿許也，自余事屬宮寺不令沙汰者不可有憚云々，後聞所被向諸卿中宮大夫，民部卿，二位中納言，左衛門督，下官，左大弁等也。左金吾申可有憚由，自余皆不可有憚云々，仍遣宗成云々，後日頭弁云申行幸例条，上皇御感云々

史料1から、放生会に上卿が「服薬」によって下向できない状況が記されている。参向できるのが源師頼と源顯雅の2名とされ、延久2年（1070）の放生会以降、准行幸の儀式がとられてからは勅使が参向しない例はないと述べていることが分かる。本史料から石清水放生会は延久2年以降「准行幸」として当時の人々から受け入れられていたことが理解できる。

史料2から、「殿曆」の筆者である藤原忠実が石清水放生会・賀茂祭の「行幸」に際して、「物忌」として4月以降外出を控えている様子がうかがえる。本史料からも賀茂祭と並

ぶ形で「行幸」の言葉が使用されていることは注目されてよい。延久2年以降石清水八幡宮の社会的地位は大きく向上していることが明らかである。

史料3では「頭弁」である藤原顯頼が「服假」等によって喪に服しているため、「少弁」の藤原宗成を差し遣わそうとしているところ、放生会は仏事なので果たしてその「憚」が必要かどうかを議論している史料である。「憚」とはいったい何を意味するのだろうか。本史料の結論部分から、「長秋記」の筆者である源師時を含めて5名の公卿が「憚」が不必要とし、藤原実行のみが「憚」が必要とした。つまり、「頭弁」である藤原顯頼が喪に服するため、代役として「少弁」の藤原宗成を差し遣わすことを、5名が是とし1名が非としたのであった。公卿のなかでも、石清水放生会という行事に対する認識が一致していないのは、まだ放生会が延久2年(1070)以降、50年を有してしかいないことによるかもしれないが、この時期の放生会に対する公卿の認識を垣間見る貴重な資料であると考えられよう。

さて、注目されるのは是とした「二位中納言」源師頼の理由である。「放生会供奉諸司准行幸儀従神輿許也」としている。放生会が准行幸の儀式であることへの言及であるとともに、神輿存在の重要性が指摘されている。

以上の3史料から考察すると、石清水八幡宮の放生会は国家的な行事として認知されており、公祭としての性格を帯びていた。しかしながら、史料3からも分かるように、放生会の仏事としての性格・神事としての性格に、公家からの確定した認識は成立していなかったことが理解できよう。しかしながら、公卿の多くの認識がそうであったように、放生会を単なる仏事としてとらえているわけではなく、「神事のなかの仏事」「准行幸の性格を有する神事(仏事)」という認識であったと捉えられる。その具象物としての神輿の存在は着目されてよい。

そこで、国家と祭神の関係性をさらに検討するうえで、神輿に関する以下の2史料を示したい。

史料4 「宮寺縁事抄放生会四」治承4年(1180)条⁽¹⁷⁾

去八月十五日為放生会爾任例天奉開御殿之處爾西御殿御劔錦袋并御茵等、鼠喰損志、又奉下御輿於宿院間爾鳳形拔落事等乎宮寺言上せ利、仍天仰官寮天、令卜申之處爾依神事違例穢氣不浄天所致之上、天下并恠所可有口舌病事動揺事歟と勘申

世利

史料5 「勘仲記」正応3年（1290）条⁽¹⁸⁾

去十五日戌時，放生会事訖還御，於大坂猪鼻第三神輿御劔令墮給，今月十五日乙酉時，加茂大衝臨酉焉，用将白虎中従魁将騰蛇終神居将勾陣哉，^(反カ)遇久吟類戦三交乱首推之，依神事違例穢氣所致之上，公家非慎^(ママ)御 御薬事天下有疾疫之憂歟，又巽離方奏口舌兵革事歟

史料4では石清水八幡宮西御殿の「御劔錦袋」「御茵」が鼠によって損傷していること、神輿の鳳形が抜け落ちていたことによって、「神事違例穢氣」が起きていると判断され、社会で広まっている感染症のことではないかと推察している史料である。

史料5は第三神輿の「御劔」が落ちたことによる陰陽道の占文である。史料4同様に「神事違例穢氣」が起きていると判断され、公卿による肉食か、社会の感染症か、戦によるものかと推察をしている。

両史料に共通するのは神輿に関わる物事に異変が生じた際には必ず「神事違例穢氣」が発生し、その除去が求められている点である。つまり、石清水放生会は神事の性格が強く、公家の参加する国家的行事のひとつとして発展していくと考えられる。そして、国家と祭神の関係性が深まることで、その具象物である「神輿」は特別の存在として受け止められたのであり、神輿に関わるすべての物事は「神事違例穢氣」として扱われるようになっていく。

2 松原別宮放生会の祭祀構造の特質

上述してきたように、神輿は放生会を神事たらしめる具象物であった。この神輿の保管や製作に経済力はもちろん、大きな権威性が働いていることは想像に難くない。しかしながら、その神輿を「けんか祭り」と称されるようになるまで、なぜ歴史的にぶつけどうようになったのか、そこにどのような経緯があったのか、その精神性は何なのか、この点は今後の解明の重要点であるが、それはひとまず置き、本章では松原八幡宮で放生会が行われ、御旅所へと神輿が渡御していた事実を確定させたい。

すでに横井氏の指摘にもあるが⁽¹⁹⁾、それぞれ荘園の別宮ごとに神輿は配置されてい

たのではないかと考えられる。以下にその史料を示す⁽²⁰⁾。

一、伯耆国山田別宮神輿神宝事

右為当国久米北条郡地頭代令汚穢破損神輿神宝畢，件神輿自彼別宮上洛奉置淀津邊之間，為雨露朽損於今者跡形無之，自武家実檢之後送四箇年星霜于今無沙汰

本史料は天福元年（1233）の史料である。伯耆国山田別宮の神輿が久米北条郷地頭代によって破損せられ、淀津周辺で朽損したとしている。武家による検分以降、沙汰のないことを石清水八幡宮に訴えた文書である。本史料から別宮ごとに神輿の配置があったのではないかと推察できる。河音能平氏が指摘した⁽²¹⁾長元7年（1035）丹波国安田園の史料がその傍証となろう⁽²²⁾。

（前略）

別宮国家鎮護之砌，奉安置大菩薩御躰奉修神事，爰旧司寄人他行之後，無相伝庄嚴之人，然間郷中比年早魃病患已以無絶，仍住人等祈祷之處，去治安三年六月五日御託宣云，我是八幡垂跡別宮，而住人不成其勤，因之我所致之禍難也云云，其後住人奉顯御躰造立神殿之後五穀成熟郷土安穩

（後略）

安田園では住人たちが神殿を造立した後、早魃や感染症は途絶え五穀豊穰となりその土地は安穩となった。治安3年（1023）の託宣では住人たちがその勤めを果たさなかったことから禍難を与えたという。ここに石清水八幡宮のイデオロギー支配をみてとれよう。

このような当時の荘園における宗教イデオロギー支配をふまえるならば、石清水八幡宮支配下において神輿は各別宮に配置されていた可能性が高く、おそらくは各別宮において荘民たちは神民として編成され、村落共同体として神事を行うことが日常化されていたと考えられる。以下の史料は、貞応元年（1222）阿波国櫛淵庄の相伝証文である⁽²³⁾。

可令早停止為阿波国櫛淵別宮地頭秋本二郎兵衛尉代官背庄務擇取神民相伝能田濫

妨農業事

右如訴状者為新地頭秋本二郎兵衛尉代官擇取神民等相伝之能田，号地頭分令領作之間，各避所残之薄田絶農業畢云々者若実者地頭所行甚自由也，限本給田本名分之外，何背庄務恣可擇取他名哉，慥任先例停止濫妨可令安堵百姓之状依仰下知如件

貞応元年七月廿四日

本史料を検討した河音氏によると⁽²⁴⁾，石清水八幡宮は自らの荘園の鎮守社に八幡神を勧請して別宮とし，荘民を神民として編成し，公事物を石清水八幡宮の神事に供されるものとして奉納しうる特権的身分として自意識させられていたと考察している。筆者も氏の考証に何等の異論もない。

次に，松原別宮に目を移してみよう。松原八幡宮秋季例大祭に関する史料でもっとも古いものは応永3年（1396）「播州飾磨郡松原山八正寺神事軌式之龜鏡」である。しかしながら，中世の文書形式ではないため，おそらくは近世以降に作成された文書と考えられるが⁽²⁵⁾，本史料に「神輿」の文言は存在する⁽²⁶⁾。元文3年（1738）成立の兵庫県立歴史博物館所蔵『西播木庭記⁽²⁷⁾』には「妻鹿の宮山八幡の御社あり，九月十五日松原の神輿，此社に御幸成奉る」とあり，近世に「神輿」の存在があり，妻鹿の御旅所まで神輿渡御があったのは間違いない。こうした神輿渡御については，弘化年間に作成されたとする『祭礼絵巻』，嘉永4年（1851）成立の『祭礼絵馬』にもその様相が写實的に表されている。以下に『祭礼絵巻』から「神輿」と神輿渡御の行先である「御旅山御宿殿」と還御する「松原八幡宮」を示したい⁽²⁸⁾。

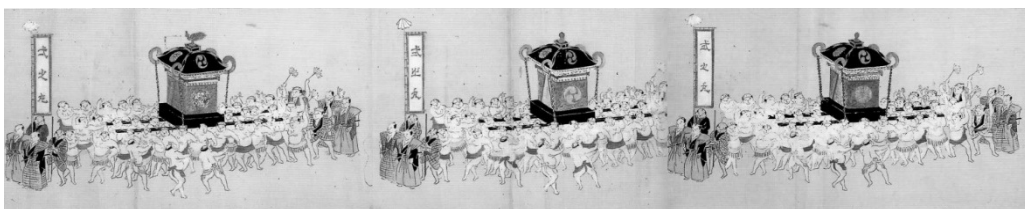


図1 祭礼絵巻における「神輿」

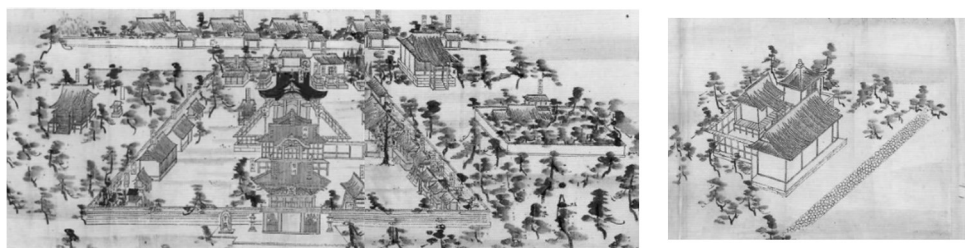


図2 祭礼絵巻における「松原八幡宮と御宿殿」

このように近世においては確実に神輿が御旅所までの渡御を行っていたことに間違いはない。では、この神輿渡御を中世放生会を行っていた時期までさかのぼることができるかどうかであるが、筆者は松原別宮の時代には御旅山御宿殿への神輿渡御があったのではないかと考えている。

それは、以下の3点の理由による。

第一は松原八幡神社由緒と御旅山御宿殿のある妻鹿地域との親和性である。前述したように、「峯相記」によると「松原別宮ト申ハ。彼ノ浦ニ夜々光物有リ。其形ヲ知ラズ。此浦ニ群釣ト云老翁有キ⁽²⁹⁾」とある。この「群釣」は大正5年(1916)編纂の『白濱村誌』によると、「妻鹿村ノ漁人久津理ナル者、網ヲ擧ゲテ一霊木一尺許リナルモノヲ得タリ⁽³⁰⁾」と松原八幡宮の由緒とともに、妻鹿の久津理という漁師が霊木を引き上げて安置したとしている。現在、松原八幡宮内に妻鹿の漁師であった「久津理」は俱釣社として祀られており、松原八幡神社由緒との親和性が理解できよう。

さらに、一般的に御旅所を設定して神の臨幸を迎えるということは、一年一度、市中に安置して神を迎え、舞人や雅楽の歓待を行うことで、早魃や病気を祈祷するという側面、つまり、村の人々の生活を守るという側面があったと考えられる⁽³¹⁾。その御旅所への道が妻鹿から開かれていたという指摘は傾聴に値するだろう⁽³²⁾。

第二に、石清水放生会の相撲十七番にて、妻鹿より「国相撲人」が上京して相撲を務めていた事実である。『明月記』建永2年(1207)7月8日条⁽³³⁾に

左近衛府牒 紀伊国衛

応被早任先例、与使者共、催貢来八月石清水御放生会・同五日北野宮御会相撲役兼使者供給伝馬状

使番長 火長壺人

近衛小野信守藤井四郎

旧貢平郡高平 同高守

則網 近貞男

国真男藤井則友

新点白丁自国衛可差進

牒，件相撲人等，為令勤仕恒例嚴重神事，各守式日，無懈怠可被催進之状，牒送如件，
以牒

建永二年六月廿八日 正六位上行将曹大石宿祢

正六位上行将曹中臣朝臣

正四位下行権中将藤原朝臣

和泉書様同

河内新点，白丁重吉可差進

摂津々々，五太可差進

播磨新点，八尋四郎・妻鹿四郎可差進

伊賀同和泉

近江新点白丁，可差進貞包

若狭年貢白丁二人

とあり，近衛府相撲役催促牒が紀伊国衛に宛て下され，左近衛府から紀伊・和泉・河内・摂津・播磨・伊賀・近江・若狭の各国に相撲人の徴集を求めていることが分かる。石清水放生会に「相撲節」としての国家的儀礼と同様に，近衛府によって調進がなされているのは注目されてよい⁽³⁴⁾。各国に「旧貢相撲人」「新点白丁」を上京させることが求められているなかに，「妻鹿四郎」の記事がある。妻鹿は妻鹿村に住していると想定され，播磨妻鹿に「国相撲人」として妻鹿四郎が存在していたのである。この「国相撲人」は相撲節が催される際には上京するのはもちろんであるが，播磨国における神事・儀式奉仕へ組織的に組み込まれていたと考えるのが自然であろう。つまり，石清水八幡宮領の松原別宮放生会においても参加した可能性は高いのではないだろうか。

第三に，石清水八幡宮と松原八幡宮の関係性の深さ・石清水八幡宮の別宮への影響力

の強さという点である。前稿で述べたように、石清水八幡宮別宮の中でも松原別宮は、古くから最も影響を受けたと推察できる⁽³⁵⁾。

さらに、以下の「一切経会」という法会をめぐる松原別宮と石清水八幡宮との関係性のなかに松原別宮が石清水八幡宮の多大な影響下にあったことが理解できる。

松原別宮における「一切経会」については東郷松郎氏がすでに明らかにしているが⁽³⁶⁾、その概要は以下の通りである。

文永2年(1265)に一切経会料田として石清水八幡宮より松原別宮に2町が寄進され、翌文永3年(1266)にはさらに1町が寄進される。そして、文永9年(1272)には、この料田を経済的基盤として「一切経会」が開催されるようになる。このとき、石清水八幡宮より松原別宮沙汰人に宛てられた書状によると、社殿ならびに楼門、築地、左右経所、東西棟門が整備されており、仏神事の行事を厳重に行うように沙汰されている。

東郷氏はこの一切経会をめぐる動きを松原別宮の成長過程に位置付けているが、ここから考察できる点はそれだけではない。「勘仲記」によると、「青侍五六輩召具、恒例勅願一切経会為奉行也、此一切経会院御時弘長年中被始行⁽³⁷⁾」とあり、石清水八幡宮で一切経会が開始されたのは弘長年中(1261-1264)であった。松原別宮に一切経会料田が寄進されるのは文永2年(1265)であり、石清水八幡宮にて開催と同時に松原にもその指示が下りていると考えられる。しかも、弘安4年(1281)には石清水八幡宮別当である田中守清に一切経会尽力の褒賞として、権大僧都に任じられていることから⁽³⁸⁾、一切経会に関わる政治的背景を推察せざるを得ない。松原別宮は石清水八幡宮にとってその政治的影響力が発揮できる別宮であったのだ。そうした松原別宮に放生会が開催され、神輿が存在していたのは妥当と考えられるのである。

3 放生会開催と「祟」「穢」

天暦2年(948)放生会について、「九暦」に以下の記事がある⁽³⁹⁾。

天暦二年九月廿日、依昨日仰召神祇陰陽等官人、令占雨脚頻降祟由申云、依有坤艮方神社四至内不浄氣所致歟、又是忿怒氣云々、重令占申云八幡宮依放生会事不行有此祟

本史料は、長雨が続けている原因を石清水放生会が行われなかったことに起因すると

占いによって公的な判断が下された史料である。当時、長雨をはじめとする異常気象は大きな自然災害、生活に直接的な打撃を与えることから、陰陽道に関わる官人によって、その原因が追及されていた。本史料は、その原因を放生会が開催されない「祟」に言及した史料と理解できる。

石清水放生会の公祭化はこうした天変地異との深い関連のもとに成立していく。伴って、その放生会開催に際しては、表裏一体としての「穢気」による延期もたびたび行われた。例えば、嘉応元年（1169）には別当慶清の別舎にて馬が死んだことにより、放生会で使用する舞台楽器が穢れたことで開催の延期を検討している。「兵範記」の以下の史料である⁽⁴⁰⁾。

（前略）

別当慶清法印房中別舎、昨日馬斃穢出来、件舎舞台楽器等併宿納被触穢了、寶前及慶清房等雖非穢限大会物具皆触穢云々、即被尋問代々延引例任先跡来月十五日可被行由被仰下了、先例等

天曆二年八月十五日放生会延引依宮寺所司鬪争事也十月十五日被行之

永祚元年八月十五日延引依十二日大□□々官舎顧倒也九月十五日被行之

永長二年八月十五日延引宮寺穢□□九月十五日被行之

嘉承二年八月十五日延引宮寺穢気也九月十五日被行之

天承二年八月十五日延引宮寺穢気也九月十五日被行之

（後略）

本史料から、今回の「触穢」について検討するため、先例を抽出していることが分かる。天曆2年（948）以降、嘉応元年（1169）の本史料作成時に至る約200年余りのなかで、5回の延期が行われている。その5回の内容が記事として書き残されていること自体が「穢気」が当時の社会で重要な概念であったことが理解できるのだが、その内容を以下に抽出し検討してみよう。

天曆2年（948）は検校貞延と別当清照の争論のために延期を行ったという⁽⁴¹⁾。永祚元年（989）8月13日には大風洪水火災が起きて、宿院が倒壊し死者がでた穢により延期になったとする⁽⁴²⁾。永長2年（1097）8月5日には別当頼清造立の大乗院が大風

のために倒壊し、死人が出た穢によって延期になったとしている⁽⁴³⁾。嘉承2年(1107)は寺家所司のなかに産穢ができたことで延期になったとする⁽⁴⁴⁾。天承2年(1132)には頭弁藤原顯頼が「服假」によって喪に服していることによる延引と推察できる⁽⁴⁵⁾。

以上から考察すると、延期の要因は産穢や死穢によるものであり、特に自然災害と穢の関係性が着目される。また、これまでの検討から「服薬」による肉食も忌避されたことが明らかであるが、嘉保2年(1095)、関白藤原師通は別当頼清に「服薬」の禁忌について質疑をした資料が残っている。

参議季仲朝臣為同行事可参也、而去月喰肉云々、^(藤原師通)仍博陸^(遣)以遺問宮寺別当頼清許之處過七十日可参仕也者仍不参⁽⁴⁶⁾

本史料から、「服薬」について、石清水八幡宮別当頼清が70日の期限を設定していることが理解できる。触穢などを含む「穢気」に関わる放生会開催には石清水八幡宮側の判断が尊重されたのである。

このように、放生会自体が仏教の不殺生戒により魚鳥などを山野池沼に放ち供養する仏事でありながらも、石清水八幡宮を中心とした神事的性格を強く有しており、放生会の開催の有無が、神霊・人の生霊や死霊・さらには動植物・土地・石・器物などにこもる精霊などが人間や社会に災禍をもたらすとする信仰現象に深くつながっていった。よって、放生会の開催は国家鎮護の思想と深く結びつきを強める。

一方、放生会の開催は浄穢観念に強く影響を受けていく、産穢・死穢・肉食・争論など、秩序と清浄の相反する事象に対して、「神事違例穢気」が発生した場合、放生会は延期を余儀なくされ、「穢」に対しての対抗概念はほとんど持ち合わせることなく、「穢」を忌避する日数だけが当時に生きる人々の消極的対抗概念であった。

よって、「穢」という要素によって開催できなかった放生会は、新たな要素である「祟」を生み出し、自然災害や感染症や天変地異などは「祟」の具体的事象として捉えられていった。その具体的事象はさらなる死穢を生み出し、「穢」と「祟」の悪循環が民衆意識のなかに生み出されていった。そこに民衆統治のイデオロギーとして宗教的イデオロギーが根付いていくのは当然のことだったのかもしれない。

おわりに

放生会における神輿渡御の神幸祭が天皇の行幸形式という特質を有している以上、浄穢観念・崇観念に大きく影響を受けることとなる。第3章で示したように、宗教的イデオロギーが民衆統治のイデオロギーとして定着していく側面はこうした民衆意識抜きには語れない。神輿はその具象化された事物であり、浄穢観念や崇観念に敏感に影響を受けるものであった。しかしながら、なぜ、その神輿を「けんか祭り」と称されるようになるまで、なぜ歴史的にぶつけ合うようになったのか、そこにどのような経緯があったのか、その精神性は何なのか、について、筆者は説明できる科学的根拠を持ち合わせていない。

本稿は、松原別宮放生会の祭祀構造の特質を石清水放生会のそれと比較類推する手法をとりながら、松原別宮放生会の存在の事実を考察していった。その結果、岡田氏・横井氏の指摘した特質をさらに史料的に補強をしたうえで、石清水放生会の特質が(1)天皇の(准)行幸形式であること、(2)神事的性格の強い神輿渡御の神幸祭であること、が明らかとなった。さらに、松原別宮放生会の存在の事実を確定する要因として、(A)松原八幡神社由緒と御旅山御宿殿のある妻鹿地域との親和性、(B)石清水放生会の相撲十七番にて妻鹿より「国相撲人」が上京して相撲を務めていた事実、また、その「国相撲人」が播磨国における神事・儀式奉仕へ組織的に組み込まれていた高い可能性、(C)石清水八幡宮と松原八幡宮の関係性の深さ・石清水八幡宮の別宮への影響力の強さ、を指摘した。

以上から、放生会が神事的性格の強い神輿渡御の神幸祭であり、天変地異をめぐる社会危機と浄穢観念・崇観念との関わりの中かで、宗教イデオロギーが広く定着していく様相を石清水八幡宮の豊富な史料群から松原別宮放生会を類推することができた。特に、「穢」「崇」の関係性のなかに放生会を定置することで、天変地異や感染症の流行など社会危機に対して、どのように放生会が関わってきたのかが明らかとなり、中世における神輿存在の意義も垣間見ることができた。

今後は松原八幡神社秋季例大祭が長い年月の間で、どのような変化を遂げて神輿をぶつけ合うようになるのかを明らかにしていきたい。そのなかにも、浄穢観念・崇観念といった人間存在を超えたところにある恐れや不安を看破していく共同体意識が明らか

になることだろう。この共同体意識こそが部落差別をはじめとする属性による差別を乗り越える教育上アプローチの示唆を与えてくれるのではないかと期待をしている。

【註】

- (1) 平雅行「殺生禁断の歴史的展開」大山喬平教授退官記念会『日本社会の史的構造』思文閣出版, 1997, 苅米一志『殺生と往生のあいだ - 中世仏教と民衆生活 - 』吉川弘文館, 2015 に詳しい。
- (2) 脇田晴子『日本中世被差別民史の研究』岩波書店, 2002, 第2章第3節。
- (3) 峰岸純夫「日本中世の身分制研究をめぐって - 非人身分を中心に - 」『部落問題研究』71, 部落問題研究所, 1982
- (4) 『続群書類従』第28輯上・釈家部, 平文社, 1924, p.236
- (5) 拙稿「播磨国松原庄と松原別宮の成立」『政治経済史学』660, 政治経済史学会, 2021
- (6) 「貞観十八年始行之, 或本云, 五年行之云, 或三年行之云々」との記事がある(『石清水八幡宮史』史料第2輯, 続群書類従完成会, 1993, p.187)。
- (7) 『石清水八幡宮史』史料第2輯, 続群書類従完成会, 1993, p.187。『宮寺縁事抄』では宇佐放生会は養老4年(720)に始められたとする。
- (8) 同上書, p.191
- (9) 同上。
- (10) 同上書, p.192
- (11) 同上書, pp.200-208
- (12) 岡田荘司「石清水放生会の公祭化」『國學院大學大学院紀要』24, 國學院大學大学院, 1993
- (13) 横井靖仁「中世権門神社の形成と王権」『ヒストリア』163, 大阪歴史学会, 1999
- (14) 『石清水八幡宮史』史料第2輯, 続群書類従完成会, 1993, p.229
- (15) 同上書, p.243
- (16) 同上書, p.248
- (17) 同上書, p.286
- (18) 同上書, p.394
- (19) 前掲横井論文, pp.88-89
- (20) 『石清水八幡宮史』史料第5輯, 続群書類従完成会, 1995, pp.74-75
- (21) 河音能平『中世封建社会の首都と農村』東京大学出版会, 1984, pp.18-19
- (22) 『平安遺文』古文書編第3巻, 東京堂, 1963, p.1101
- (23) 『石清水八幡宮史』史料第5輯, 続群書類従完成会, 1995, p.363
- (24) 河音能平「村落の政治的編成」『日本村落史講座』第4巻, 雄山閣出版, 1991, p.232

- (25) 本史料を検討された寺脇弘光氏は江戸時代前期の成立とする。寺脇弘光『松原八幡神社
秋季例大祭の歴史』灘の松原自治会, 1995, p.18
- (26) 同上書, pp.18-23
- (27) 著者は木場村に住した白井元貞。成立は元文3年(1738)。地名の沿革や寺社の由来など
を書き留めている。
- (28) 『松原八幡神社史』松原八幡神社氏子総代会, 2001, pp.316-325
- (29) 註4に同じ。
- (30) 大正5年(1916)に編纂された『白濱村誌』の第1巻社寺の部にその記事がある。『松原
八幡神社史』松原八幡神社氏子総代会, 2001, pp.406-407
- (31) 脇田晴子『中世京都と祇園祭』吉川弘文館, 2016, 第2章。
- (32) 2021年10月27日地元郷土史家の今藤久夫氏から御旅山へのフィールドワークにてご教
示いただいた。現在も妻鹿地域では「妻鹿のけんか祭り」と呼ばれている。
- (33) 『石清水八幡宮史』史料第2輯, 続群書類従完成会, 1993, pp.316-317
- (34) 朝廷の年中行事としての「相撲節」については, 高埜利彦『日本の伝統文化シリーズ4 相撲』
山川出版社, 2022に詳しい。
- (35) 前掲拙稿, p.188
- (36) 東郷松郎「石清水八幡宮領松原荘と松原別宮」同『播磨国古社寺と荘園』しんこう出版,
1988, pp.302-303
- (37) 『石清水八幡宮史』史料第3輯, 続群書類従完成会, 1994, p.851
- (38) 同上書, p.851
- (39) 『石清水八幡宮史』史料第2輯, 続群書類従完成会, 1993, p.190
- (40) 同上書, p.277
- (41) 同上書, pp.189-190
- (42) 同上書, p.194
- (43) 同上書, p.222
- (44) 同上書, pp.231-232
- (45) 同上書, pp.248-250
- (46) 同上。

「灘のけんか祭り」の歴史

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 井上 恭輔

1. はじめに

本研究では、兵庫県指定重要無形民俗文化財の松原八幡神社秋季例大祭（灘のけんか祭り）の原初形態であった放生会の様相の調査を行う。私は新型コロナウイルスが流行る以前の2019年まで播州地区の神輿を担いでけんか祭りに参加していたため、この研究へ興味と意欲を持つことが出来た。

2. 新たな発見

はじめに、「灘のけんか祭り」の原初形態が、「放生会」であることが分かった。「放生会」とは、捕獲した魚や鳥獣を放す宗教儀式の事である。今の、神輿同士をぶつけ合う儀式からは考えることの出来ないものである。放生会では、豊作や大漁、自然の恵みに対する感謝、さらに9世紀半ばからは、感染症や疫病の収束祈願として行われた。調査として京都府にある石清水八幡宮を訪れた際には、放生会の様子や神輿を運ぶ役職などが記された文書を見学し、長く受け継がれてきた伝統であることが分かった。

3. 来年度にむけて

灘のけんか祭りが原初形態であった放生会からどのような変化があり今の祭りの様式になったのか、現在どのような思いで行われている祭りなのかを調査し解明することで、多くの人に祭りを行っている意義を理解した上で、楽しみながら参加できるようにしたい。

4. おわりに

研究が始まった頃は、先輩方と接することも少なく、自分たちで先輩方が研究したものを追っていきながら学習をしていたが、灘のけんか祭りの研究をしていく中で調査し

たことの考察を聞くことで、より具体的に考察することができ、石清水八幡宮に行った時には意欲的に資料を見たり、話を聞くことが出来た。3年計画の2年目からの参加になったので、最後の1年で研究を通して多くの人に灘のけんか祭りについて知って貰えるような活動をしたい。

「灘のけんか祭り」の設立と展開

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 世良田 杏里

1. はじめに

2021年度の研究では、松原庄と松原川の成立と松原別宮（松原八幡宮）の成立について明らかになりました。さらに、長保2年（1000）には松原庄が石清水八幡宮によって開発がされ承安元年（1171）には松原八幡宮は「石清水八幡宮松原別宮」として成立していたことが明らかになりました。こうした研究を基に石清水八幡宮の放生会、松原別宮の放生会について検討していきます。

2. 新たな発見

本研究である、兵庫県指定重要無形民俗文化財の松原八幡神社秋季例大祭「灘のけんか祭り」は、新しい発見の連続でした。研究の中で印象に残っている発見が3つあります。

1つめは、「灘のけんか祭り」です。出身が姫路ではないこともあり、見たことも聞いたこともありませんでした。「灘のけんか祭り」は、歴史ある日本三大荒神輿です。2日間にわたって盛大に行われます。まず、練り出しの始まった各地区の屋台が町内を一巡し、鎮守社に詣でたあと、松原八幡神社へ。翌日は、早朝の海に入って海水で心身を清める「潮かき」の儀式をします。3基の神輿を担ぎ出し、宮内で練り合わせ、屋台とともに御旅所へ。3基が御旅山のふもとの練り場に着了たところでぶつかり合う激しい祭りであることを知り驚きました。

2つめは、石清水放生会の様相が松原八幡宮放生会に影響を与えていると考察できることです。「灘のけんか祭り」の原初形態が捕獲した魚や鳥獣を放す放生会という宗教儀式であることは、大きな発見でした。石清水放生会とは、男山山上の神殿から下りてきた神輿を迎え、それを下院（極楽寺）の舞台に移す。その神輿のまえて雅楽・相撲などの祭儀を行い、放生川にて魚鳥を放つ放生行事を行うというもの。仏教由来の放生会は式典の一部で、神事がのなかに放生行事があります。これは、神仏習合的であること。

そして、放生の意義が早魃や感染症といった病気の除去にあったと考えられます。さらに、この行事は、「警蹕」とあり、天皇や貴人の通行などのときに、声を立てて人々をかしまらせていました。「神輿御迎」には「参立」とあり、天皇の行幸に準じた文言が残されていることがわかりました。そこから、放生会が天皇の行幸にみたてた祭儀であったことも新たな発見です。

3つめは、石清水八幡宮の調査です。調査当日山を歩いてみて絵巻や地図を見て、還幸の儀で、この距離を三基の神輿が約500名の神職・楽人、神人とともに歩いて動いていたことがわかりました。放生行事「祭礼絵巻」を実際に見て丁寧に書かれているものであり、1人1人の役職がわかりやすく、綺麗に保存されていました。また、他にも捨てそうになった絵巻などが新たに発見され、修復していることを聞き伝統を大切にしていることが強く伝わってきました。

3. 来年度にむけて

「灘のけんか祭り」や地域の祭礼行事について伝えられるような社会科歴史学習としての授業開発を考えていきたいと思います。また、祭りだけでなく歴史、伝統や文化を伝えていきたい。そして、中世の支配イデオロギーのひとつである殺生禁断令と放生会の関連について明らかにしていきたいです。殺生に従事する職業など特定の属性を有する人々が社会外におかれていく状況を示し、人権を視点とした授業開発も考えていきたいです。

4. おわりに

大学1回生からコロナ禍で大学もオンライン授業になり道もわかりませんでした。マスクが当たり前。次々に出る変異株は、終わりが見えず気づけば3回生となりました。地域の祭りのこと、太鼓の音も「よいやーさ、よーいやさ」の声も知りませんでした。研究がはじまり、資料を読み難い内容ばかりで理解するのに時間がかかりました。それを続けていくうちに、少しずつ分かることが増えていきました。そして今では、「灘のけんか祭り」のことについて誰かに紹介できるくらいの知識がつかえました。「灘のけんか祭り」の研究を通して、石清水八幡宮の放生会や歴史について調査していく中で、伝統や文化は、引き継いでいかなければ衰退していくことを知りその重みを感じました。

石清水八幡宮では、普段は見れないものなど、実際に見させていただき貴重な経験が研究を通してできました。

「灘のけんか祭り」を研究して

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 堀川 聖真

1. はじめに

我々ヒストリアでは、兵庫県指定重要無形民俗文化財の松原八幡神社秋季例大祭（灘のけんか祭り）についての研究を行っている。私は出身が兵庫県ではなく、京都府の人間であり、このような祭りが行われていることを知らないで過ごしていた。兵庫の地で暮らし始めたときにはコロナウイルスの影響により、実物を見ることができなかったため、映像にて初見することとなった。神輿をぶつけ合う激しい祭りだなと感想を持ったと同時に、何を目的とした祭りなのかを追求したいと感じた。研究を進めていくと様々な歴史や背景が見え、出身の京都府にも関連があることがわかった。本研究である「灘のけんか祭り」と京都府との繋がりを明らかにしていきたい。

2. 新たな発見

「灘のけんか祭り」の原初形態は放生会と呼ばれる儀式となっている。放生会とは、捕えた魚や鳥などの生き物を生きたまま返すというものになっている。生類保護・殺生禁断の仏教思想に結びついて各地の八幡神社にて行われるようになった。かつての松原八幡宮もその一つであり、放生会の祭りが盛大に行われている。ここに京都の石清水八幡宮との繋がりがあ

る。貞観5年(863)以後、石清水八幡宮でも放生会が行われるようになり、延久2年(1070)には新幸渡御を天皇の行幸に準じた様式で行うことが認められるほど盛大で格式高いものとなった。現代も変わることなく続いている石清水八幡宮放生会(石清水祭)の特徴としては、神輿3基(応神天皇・比咩大神・神功皇后)を用いた天皇行幸の様式、神仏習合的であること、神霊が移動する御旅所祭祀である。松原八幡宮との繋がりは何かと言うと、石清水八幡宮は約500年もの長い間、松原八幡宮の氏子地域にほぼ該当する松原荘の荘園領主であり、松原八幡宮の本社そのものであったということだ。松原八幡神

社秋季例大祭と比較した際、石清水祭の上記の特徴と相当していることが研究を通して見えた。松原八幡宮にて放生会の儀式が盛大に行われていたのはこのような石清水八幡宮との共通の繋がりがあったからだということがわかった。

3. 来年度にむけて

今年度では松原八幡宮と石清水八幡宮との放生会の繋がりを、歴史を明らかにできた。また、殺生禁断令と放生会の関連を追求し、殺生に従事する職業の人々が社会外に置かれていく状況を示すことで、人権問題についても僅かではあるが考えることができた。よって来年度の研究では放生会の歴史からさらに人権に関わる学習や研究を進めていきたい。

4. おわりに

私は研究を始める前、「はじめに」でも述べたようにこのような祭りが行われていることを知らないところからスタートした。資料を読んでも難しい内容ばかりで、膨大な量の歴史的事実を理解することが困難であった。しかし、研究を進めていくと偶然にも出身である京都の地にも関連があったり、実際に現地へ赴いて専門家のお話を伺うことで、自分の中での知識の点と点が繋がっていく感覚になり、もっと繋げていきたいと感じることができた。最初は断片的な知識でも、深く研究すれば成果として残るものだなと感じている。未知との遭遇を心待ちにしながら灘まつりの概要を明らかにしていきたい。

「灘のけんか祭り」について研究し、学んだこと

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 内田 陸生

1. はじめに

私は、「灘のけんか祭り」を研究すると言われた当初は、男性がふんどし姿で神輿をぶつけ合うというイメージしかありませんでした。しかし、「灘のけんか祭り」がどのように生まれ、歴史を持っているのか、そして地域のその人々とどのように密接していったのかという研究をしたことで、実際にけんか祭りが行われている市町村や、松原八幡宮のこと、そして姫路についてこれまで持たなかった視点で学ぶことが出来ました。これから研究を深めていくにつれて、昔の人々から私たちへと渡ってきたように、今を生きている私たちからこれからの世代へと、この研究文献が、姫路について学ぶことの出来る教材となるように、さらに研究を良いものとするために学んでいきたいです。

2. 新たな発見

この研究の題材である、「灘のけんか祭り」の成立と当時の時代の様子は私にとって、新たな発見でした。まず、「けんか祭り」とありますが、始まりは、中世の地誌「峯相記（ほうそうき）」に記された「放生会」というのが原点で、その放生会では、捕らえられた生き物を解き放つという儀式でした。私は、現在のけんか祭りの様子を見ても全く想像ができませんでした。その後、流鏝馬という馬術と弓術を組み合わせた儀式が始まり、放生会を分離して現在の形の原型となっていったのです。もちろん現在は流鏝馬は行われていないのですが、昔はそういうことをしていたというのも新たな発見になりました。この、流鏝馬という儀式があったように、「灘のけんか祭り」は、時代背景によって、様々に移り変わり、様々な形へと変化していきました。時代によっては、お祭りを賑やかにするため、出し物に、氏子出し物が出て、それが中心になっていきました。そして今は神事中心ではなく、氏子中心の祭りに変化していきました。私たちはけんか祭りの舞台である白浜の宮、松原八幡神社へと出向き、フィールドワークを行いました。実際に足

を運んで様々な視点からけんか祭りや、その舞台である地域、歴史背景をみることで成り立ち、なぜ今でもするのか、なぜ地域の人々がこんなに大事にしているのかという意味が少しずつ理解出来たのかなと思います。

3. 来年度にむけて

今年度の研究では、けんか祭りの歴史や移り変わり、中身の変遷、儀式がどのように変わっていき、現在へと繋がっているのかということを見て学ぶことができました。しかし、それがなぜそのようになったのか、時代と共に変化していった真相までは、私たちの中で考察することしか出来ていません。そして、当時の人々が何を願っていたのか、どのような思いから祭りをを行い、参加していたのかということまで深めていきたいです。なぜ最初は生き物を解き放つという放生会だったにもかかわらず、神輿合わせなどという荒ぶった儀式になったのかということもまだ分かっていません。その理由もこれからの研究で理解していきたいです。そして、姫路市の小学校に通う子どもたちが自分たちの町について学ぶことができる、学びやすい教材となるためになればいいと考えています。そして、その当時のことを知ることで、今の私たちが学ぶべきこと、具体的には、放生会の時代にあった穢れという差別的な考え、そして部落差別のような教訓的なものもしっかり調べていきたいと思います。

4. おわりに

私自身、神戸で育っていて「灘のけんか祭り」と聞いても何もわからず、神戸の灘のことかなとか、場所のこと、そして「はじめに」で書いた通り内容のことも全然分かっていませんでした。何も知らなかったからこそ先入観もなく、一から研究することが出来、より理解が深まったのかもしれません。今のけんか祭りを見るだけでは想像もできない当初のこと、歴史背景がわかりました。この研究をしていく中で、正直難しいこともありました。歴史の中での文の解釈や、それはなぜそうしているのかというような考察をしていくことです。しかしそれを難しかったで終わらせることは出来ませんでした。私たちは教育学部で、自分たちが理解し、その後子どもたちへと教えなければならないからです。この自分たちの知識を子どもがわかりやすいと思える教材となるまで砕いて、みんなが自分の教材を見て、けんか祭りのことがわかる、そしてより学びたいと思える

ようにしようと思っています。そして、来年度も実際に「灘のけんか祭り」を見に行くことを楽しみにして、研究をより深めていきたいです。

研究を通して感じたこと

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 福本 翔太

1. はじめに

私が本研究に興味を持つことが出来たのは、「灘のけんか祭り」という祭事を幼いころから認識していたからだ。小学校入学前、私は父と一緒に人生ではじめて「灘のけんか祭り」を見に行った。おぼろげではあるが、迫力満点できらびやかな屋台の姿は覚えている。そして地元のおじいちゃんおばあちゃんが灘地域の様々なことを教えてくれた。しかし私は「灘のけんか祭り」が行われている町の隣町に住んでいるため、小学校3年生ごろから私は、自分の町の祭りを定期的に見に行った。私の町の祭りも負けず劣らずの迫力ある屋台が魅力であるが、「灘のけんか祭り」とはまた祭りの違いがあったりする。研究を進めていくうちに祭りとは歴史ある祭事という文化だということを知り、地域ごとの祭りの細かな違いにどんどん興味を持つようになった。また、「灘のけんか祭り」の魅力や歴史を見つめることで、自分の住んでいる町や市の魅力を再認識することが出来た。

2. 新たな発見

初めに「灘のけんか祭り」の原初形態が「放生会」と呼ばれる捕獲した魚屋鳥獣を放す宗教儀式であったということに驚いた。今の祭りの様式からは想像することが難しいものであり、隣町に住んでいながらも知らなかったからである。おそらく、灘地域の人々でも知っている人は少ないだろうと考える。理由としては、今は伝えられていない文化であり、原初形態から随分と様式が変化しているため、灘地域の人々も今の様式がずっと続いているものだと認識しているためである。

放生会では、豊作や大漁、自然の恵みに対する感謝、9世紀半ばからは感染症や疫病の収束祈願などが願われるようになった。まさに伝統行事とはこのようなものなのだろうと思う。今は煌びやかな屋台をぶつけ合うことでこういったことを祈願している。昔

地域の人に「屋台を激しくぶつけ合うことで神様が喜んでくれる」と教えられた。昔教えてもらったものが、年を重ね自分で研究をするようになったことで、その理由がはっきりした。これも新たな発見であったと思う。こうして時代の流れの中で様式が変化していったが、人々の願う気持ちや祭事を継続していきたいという人々の思いに合わせて変化し、それが今もなお受け継がれている。こういう思いがあるからこそ、伝統行事であるということも新たな発見であった。

また、放生会が松原八幡宮で行われた所以が京都の石清水八幡宮での放生会であるという事も新たな発見であった。地元の間でもほとんどの人間が、石清水八幡宮との関連性を認識していないだろう。石清水八幡宮では、灘まつりとは違い、神輿を激しくぶつけ合うといったことはせず、夜中、石清水八幡宮のある男山を下り、放生会を行う。灘まつりとは違い、厳かな雰囲気漂っている印象だ。今もなお、こういった原初形態を維持している。また、石清水八幡宮の宮司さんに石清水八幡宮の内部を案内してもらい、また、昔の石清水八幡宮の祭事が記載された巻物など、灘まつりの放生会との関連性が考えられる資料を拝見させていただいた。灘まつりの屋台にある紋章と同じものが石清水八幡宮内部にもあり、質問をしたところ、日本の歴史の中で、この紋章が出てくことは多いそうなので、日本全体の歴史にも触れられた気がした。

3. 来年度にむけて

今年は、京都の石清水八幡宮との関連性を明らかにしてきた。来年度では、石清水八幡宮の歴史の中で、部落差別などがあったのかなど、より、石清水八幡宮の歴史について研究していき、灘まつりとのつながりをより明確化していきたい。

4. おわりに

私は、姫路市出身の人間だが、灘のけんか祭りの歴史をほとんど知らなかったのだなということを改めて実感した。そして、地元の歴史を知れていることに達成感があった。また、地元のことをより知ることで、地元を愛することができるのだと思った。

「灘のけんか祭り」の歴史

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 馬場 なつみ

1. はじめに

私たち、播磨史ヒストリアは松原八幡神社秋季例大祭、通称「灘のけんか祭り」について研究しています。本研究では難しい用語や表現が多いので、楽しく興味を持って読んでいただけるよう、かみくだいて分かりやすく書いていきます。

2. 新たな発見

はじめに行った資料を読み解く活動で、灘のけんか祭りは「石清水八幡宮（京都府）」と関係があることが明らかとなり、主に石清水八幡宮との関連、そこで行われていた祭りの内容、その意義について調査しました。

上記で明らかになったことをより深く追求するため、8月に現在灘のけんか祭りが行われている「松原八幡神社（兵庫県）」へ、9月に関連のある「石清水八幡宮（京都府）」へ、実際に調査に行ってきました。石清水八幡宮での調査では、権禰宜様にお話を伺いました。

調査の結果、石清水八幡宮と松原八幡宮での祭りでは、①天皇行幸の様式（天皇が外出すること）であったこと、②神仏習合的であること（水不足や病気がよくなることを願う）、③神霊が移御する御旅所祭祀（神様や霊などを神輿にうつして移動する）が共通点として明らかになりました。

3. 来年度にむけて

研究や調査を通じて、少しずつではありますが灘のけんか祭りの歴史や関連が明らかになってきました。まだ研究は始まったばかりなので、これからもっと新しい発見や出会いがあると思います。本年度の研究で明らかになったことに加えて、更に詳しく研究していきたいです。

4. おわりに

私は県外の人間なので、この辺りのこともあまり詳しくなく、「灘のけんか祭り」というのも、今回の研究を通じて知りました。最初はあまり興味が持てず、なかなか研究に参加する意欲がなかったのですが、昔の資料を読み解いたり、実際に調査に行ったりする活動を通して、自分たちで新しい発見をする、私たちが見つけたという事実がうれしく、だんだんと楽しくなってきました。これからも灘のけんか祭りをより多くの方に知っていただくために、播磨史ヒストリアの一員として精進して参ります。

「灘のけんか祭り」の歴史

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

4回生 関灘 秀介

1. はじめに

本年度は昨年度に引き続き、松原八幡神社の秋季例大祭について研究をしてきました。その中でも、松原八幡宮別宮の本社である石清水八幡宮の放生会についてみてきました。石清水八幡宮について調べるため、実際に石清水八幡宮へ足を運び、宮司さんから直接話を聞くことができました。貴重な宝物を見せていただいたり、お話を聞かせていただいたりととても貴重な体験をさせていただきました。そして、石清水八幡宮の放生会について調べると、放生会は例大祭の中で行われており、朝4時から始まる神幸の儀から始まり、3基の神輿を下院まで移してから放生会を行い、上院へと向かう還幸の儀を1日かけて行っていることがわかりました。ここから、石清水八幡宮と松原八幡宮の放生会の違いについてみていくことにしました。

2. 新たな発見

松原八幡宮と石清水八幡宮の放生会について、資料などからその順番や行列の並びについてみていき、その違いについて考察してきました。すると、3つの点を発見できました。1つ目が、仏式的な行事と、神道的な行事が同じ祭祀の中で行われていたことから、この儀式自体が神仏習合的な構成であったことです。2つ目が、天皇や貴人の通行などのときに、声を立てて人々をかしこまらせ、先払いさせる「警蹕」や、天皇の行幸に準じている「参立」や「神輿御迎」といったことがされていたことから、石清水八幡宮の放生会の祭儀そのものが天皇の行幸にみたてられていたということがわかりました。3つ目が、松原八幡宮では御旅山へ神輿がむかい、石清水八幡宮では放生川へとむかっているように、松原八幡宮と石清水八幡宮の両方が、御神体が神輿にうつって鎮座伝承上でのゆかりのある地点へと神幸する御旅所祭祀であったことです。

3. 来年度にむけて

今回の研究では以上の3つの共通点を見つけることができましたが、これから松原別宮の放生会というのは、姫路市独自の質の高い社会教材になることができるのではないかと考えることができます。「灘のけんか祭り」という姫路市で有名な行事から、教材へとすることができれば、子どもの興味関心をひきつつ、天皇行幸行事、神仏習合などの社会科として学ぶことができるのではないかと思います。灘のけんか祭りでも神輿屋台が御旅山へなぜ行くのだろうとといかけることから、子どものなぜ、どうしてから社会科として学んでいくことはとても有意義なことになると思いました。

4. おわりに

本研究のきっかけとなったテーマは「人権」でした。だからこそ、ここからさらに殺生を職分とする人々についても焦点をあて、社会外におかれることとなった要因についても考察をすすめていくことで、最終的には人権について考えることもできる姫路市独自の質の高い教材となれると思いました。私は本年度で卒業のため、来年度の研究に深くかかわることはできませんが、来年度の計画である授業開発には少しでも参加したいなと思いました。

殺生罪業観と身分差別

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

4 回生 高木 彩実瑠

平雅行氏によれば、殺生罪業観について次のように述べている。氏は、平安前期までは天皇による遊獵が盛んに行われており、肉食も盛んで、10世紀半ばまでは天皇に対してさえ正月の齒固の猪鹿の宍が供され、このことは、放生や殺生禁断令の発布を以て、殺生罪業観の登場と即断できないことを示しているとされる。

放生と神祇祭祀との関わりについて。中国の唐令では、動物供犠が重要な役割を果たしているのに、日本の神祇令は意識的に動物供犠を排除している。古代史料には牛を殺して雨乞いをしたり、種もみを鹿の生血に塗り付けてからまくといった動物供犠の事例がみられる。朝廷の公的祭祀に供犠的要素がほとんど見えないことは確かである。古代の天皇は非常的に肉食をし遊獵を行っていたが、神まつりの場では肉食と供犠的祭祀をしたのである。そして放生はこうした祭祀方式の基盤の上に、朝廷に採用された。仏教と儒教は神祀りにおける不殺生・仁恕の有効性を教示して、供犠的祭祀の否定をさらに推し進めた放生儀礼を日本社会に受容・定着させたのである。

次に、宮廷貴族にまず伝わった触穢思想は、上から下へ、都から地方へとひろまっていく。天変地異までが触穢のゆえとされ、それが葬送法師に転嫁されるようになる。祇園社は御霊会といわれるように怨霊が行疫神となり、さらにそれを祭祀することにより、疫病からの守護神になるので、神は死霊そのものであり、葬送に縁の深いものであった。その祭礼が盛んになった平安中期にすでに葬送法師といわれる専門者を不浄の者として差別するようになった。病気になった男が漢神の祟りだといわれて、7年に7頭の牛を殺して漢神を祭り、それでも治らないので、のちに数千匹の魚を放生した。男は仮死して地獄に行き、7人の牛頭人身の非人に罪科を責められるが、放生した数千の魚に助けられて、蘇生した。説話の目的は殺牛祭神を戒めて、放生をすすめることにあったことは明らかである。奈良末期から平安初期において「漢神」の実態は行疫神であり、疫病の流行が海外からの行疫神の渡来によるものと信じられていた。原初的な自然神は「疫

神＝怨霊」と発展したがゆえに、死穢とわかちがたく結びついた。その御霊を慰撫するために、仏教により仏の礼拝や読経を行うだけでなく、歌舞芸能をつくした。したがって、神仏習合し神身を離脱した神は清浄を尊ぶゆえに、殺生に従事する人間を近づけない理屈に転化した。

最後に、中世被差別民は古代律令制下の身分的差別と直接の関係はない。むしろ、古代の氏族制によって存在してきた手工業部民の技術的世襲集団の解体という社会的分業の進展の結果から職業的差別は生まれていた。疎外された没落民や非農耕民は、河原などに定着し、差別視される仕事に就いた。特に、斃牛馬処理に従事する人々は強い差別の対象となった。社会的分業の発達段階では、職業による貴賤の差別がみられるが、どの職業を卑賤とみるかは触穢思想・殺生禁断思想に大きく影響されていた。人間の「生老病死」のすべてに中世の被差別民がかかわっていた。人間存在の重要部分そのものに深くかかわりながら、その重要部分を周縁化されるものも、被差別民として差別されるのも、それは社会が作り出したものであった。

職業的差別が発生してくる基礎構造としては、触穢思想が基となった。輸入による技術革新・社会的分業と並行して、その思想が朝廷貴族官人層からその居住地を中心に広がっていく。天変地異（疫神もふくめて）までも触穢のゆえとされるようになる。想定されるものとしては、葬送儀礼を職掌としていた名族の土師宿禰氏が葬送儀礼の停止を願い出て許可される史料があげられる。

石清水八幡宮と松原別宮の放生会について

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

4回生 高橋 幸希

1. はじめに

本研究では、昨年度から研究している「灘のけんか祭り」の成立と展開においての2022年度の研究計画である「石清水八幡宮の放生会」「松原別宮の放生会」について研究を行った。実際に石清水八幡宮に赴き、石清水放生会（石清水祭）の調査を行う中で、松原別宮の放生会と比べて、似ているところ、違うところ、それぞれ明らかになってきた。長保2年（1000）頃に石清水八幡宮によって松原別宮が開発されてから、両方の地域で行われている放生会。1000年を超える歴史の中でどのように変わっていったのか。昔の形のまま残っているのはどこなのか。これらを比べていくことが研究の中で非常に興味深かった部分である。

2. 新たな発見

石清水放生会（石清水祭）は、男山山上の神殿から下りてきた神輿を迎え、それを下院（極楽寺）の舞台に移す。その神輿のまえで雅楽・相撲などの祭儀を行い、放生川にて魚鳥を放つ放生行事を行うというものであり、松原別宮の放生会で行われているものや過去に行われてきたとされるものが多くあったが、渡御様子は少し違うものであった。さらに石清水放生会について書かれている『石清水八幡宮史』によると中世国家における放生の意義は旱魃や病気の除去として行われるものであり、放生行事は式典の一部で、放生会の祭典は神仏習合的な構成だったことが分かった。さらに、15世紀頃の史料において「警蹕」や「参立」、「神輿御迎」といった言葉が出てくることから天皇の行幸に見立てた祭儀であったことがわかってきた。神輿は三基で、祭神は応仁天皇・比咩大神・神功皇后であり、御旅所祭祀といわれる神輿が行われていることも分かった。これは、松原別宮の放生会でも行われているもので、共通点していることが分かった。

3. 来年度にむけて

本年度をもって卒業してしまう私は、3年計画で行われる「灘のけんか祭り」の成立と展開をやり遂げることができないわけであるが、これまでの研究は来年度からの教師人生において非常に価値のあったものであると感じている。当初の研究目標の一つである地域歴史教材の開発は一足先に大学の卒業研究として行うことにした。その中で、地域の祭りや伝統をその地域特有の地域歴史教材として開発するといった経験は特に役に立つものであると考える。研究の中で、子どもたちに本当に学んでほしいことや地域歴史教材を学ぶうえで身に着けてほしい力を考えたが、「灘のけんか祭り」の歴史や起源を学んでその詳しい知識を身に着けてもらいたいのではなく、自分たちの地域を思う気持ちや自ら学びに向かう力、これからを考えて行動できる力を身に着けてほしいと感じた。

4. おわりに

「灘のけんか祭り」を学んでいく中で、本年度は石清水八幡宮祭と比べながら研究していった。1000年以上の歴史がある中で、その地域の性格や環境など、様々な要因があり変化していったとされる松原別宮放生会と、当時の形をなるべく保った状態で現在まで伝わってきている石清水放生会。現在と昔を比べていくようでとても興味深い研究だった。後輩たちには、本年度の研究を生かして、来年度予定されている「殺生を職分とする人々が社会外におかれる状況について」「社会科歴史学習としての授業開発」に繋げ、姫路市特有の地域歴史教材を開発してほしいと思う。

明治大正期における「灘のけんか祭り」の展開

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

4 回生 平井 麗氏

本研究では過去の史料を読み解くことで明治大正期における「灘のけんか祭り」がどのように展開されていたのかを考察した。

明治初期の「灘まつり」は、神仏分離の影響で八正寺が離別したので、新しい祭礼執行方法を村ごとに検討し、屋台を主な出し物とし、数も 1 台といった方針が定められていったのではないかとと思われる。また、明治 4 年（1871）に松原村が白木の屋台を新造しており、この時の本棒の長さは 5.455 m 以上である。松原村はこれと同年に東ノ丁から獅子屋台を買い取っており、「鼻面高」2 つ、「下幕」1 つ、「引綱」1 筋が付属品として買われている。以上のことから明治初期の灘まつり神仏分離の影響で祭礼形態が大きく変化したと言える。このような変動を経て明治 5 年（1872）頃に祭礼形態や執行機関が決まってきたと思われ、祭礼形態の最大の変化は、神輿と神輿の衝突を取り入れたこと、屋台の数を村事に 1 台に統一してより豪華な屋台に改良したことの 2 点にあり、これで今の「灘まつり」の祭礼形態に近づいてきたのではないかとと思われる。

明治前期から中期の「灘まつり」は、明治初期の変革を経て新しい祭礼形態に移行し、当時祭礼行事の監督官庁だった飾磨県第八区第九小区の区務所から祭礼行事に屋台を出したいのなら何日までに申し出るようにといった通達があるなど、祭礼行事が急速に肥大化してきた。しかしこれはしばらくの間で、警察制度が確立し、祭礼行事の監督官庁が区務所から警察に変わり、祭礼行事が粗暴化し、警察側の取り締まりが厳しくなり、明治 12 年（1879）には誓約書を添えて屋台差出の許可を願い出ている。

明治後期の「灘まつり」は、神輿を練る人は年齢ごとに分けられており、一の丸が 41 歳以上、二の丸が 40 歳以下 31 歳以上、三の丸が 30 歳以下 14 歳以上となっており、見分けがつきやすいように手拭いの色も一の丸黄色ほかし、二の丸黄色、三の丸赤色と分けられている。分けられている、この手拭いは村に住んでいる 14 歳以上の男子に配られる。宵宮の日は午前 9 時から屋台の参詣を行い、参詣の際は屋台同士の衝突を防ぐ

ために参詣の順番があらかじめ決められている。当日の15日では正午頃に宮入を行い拝殿に置いてある3台の屋台をかつぎ揃み合い、その後に妻鹿山で飲食を行いそれぞれの村に帰宅する。帰宅の時間は21時を過ぎることもある。

大正期の「灘まつり」は、大正8年では、祭礼時の混乱、事故を防ぐために責任者を選び、責任者には黄色の手拭いを持たせ、大正10年では練子の左腕に番号の記入を行い、危険な神輿道が多くなってきたため、神輿道を改造することになった。大正13年、大正15年では、宮入の順番の変更を行うといった細かな調整が行われてきた。

(参考文献)

寺脇弘光『松原八幡宮神社秋季例大祭の歴史―旧松原村を中心にした「灘のけんか祭り」のあゆみ』(灘の松原自治会、1995年)

松原八幡宮と石清水八幡宮の関連性について

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

4回生 竹本 有花

1. はじめに

松原八幡神社秋季例大祭（灘のけんか祭り）の原初形態であった放生会について調べていると石清水八幡宮との関連性があることが分かったため、石清水八幡宮放生会と松原八幡宮放生会の比較検討し、松原放生会についてひもといていくことを目的とする。

2. 新たな発見

今回の研究では新たに石清水八幡放生会について調べ、3つの特徴があることが分かった。それは、天皇行幸の様式である点と神仏習合的である点、御旅所祭祀である点である。天皇行幸の様式である点は、『石清水八幡宮文書』の放生会の次第の並びや参列する構成員からわかり、神仏習合的である点も同書の祭典の構成からわかった。御旅所祭祀である点は、鎮座伝承上ゆかり深い地点への渡御、旱魃や病気の除去のために行われていたところからわかる。そして、これらの特徴は昨年研究した松原放生会にも該当することが分かった。

3. 来年度にむけて

松原八幡宮も石清水八幡宮も宇佐から八幡神を勧請していたので、2つの起源となる宇佐八幡宮の放生会を調べ、比較検討していきたい。

4. おわりに

松原放生会と石清水八幡放生会には共通性が見られ、宇佐から八幡神を勧請したことは明確である。そのため、2つの起源である宇佐八幡宮の放生会について調べ、どのような経緯で勧請することになったか、祭祀はどこまで模倣されているか、放生会の起源など調べてみる必要があると感じた。

近世の松原八幡宮秋季例大祭の研究

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

4回生 芝本 斗真

本研究では祭礼資料を読み解くことで近世松原八幡宮例大祭の様子がどの様に行われていたのかについて検討した。

木庭記から松原八幡宮の例大祭が播磨国において一位か二位にランクされるほど華やかな祭礼行事であったこと、宵宮の14日の夜に妻鹿村の氏子たちがたくさんの御神灯の提灯を御旅神社に奉納して点火したことなどがわかった。松原八幡宮の例大祭で神前に供える神水は、東山村にも清水の湧き出る藤井の井戸が作られ、この水が神水として供えられるようになったため、西浜村の三家による神水のお供えは中止されたことも明らかになった。また、「御神事御規式定」から閉塞した感じになっていた松原八幡宮の例大祭が、ようやく華やかさを取り戻し、中世までとは違った盛り上りを見せるようになったことや、祭礼の際に、境内において昔は相撲興行があったが、氏子たちが祭礼で人が多く集まるので、喧嘩口論などが起こり中止になったことが明らかになった。

次に、近世例大祭の氏子七村の出し物を調べ、松原八幡宮における秋季例大祭の祭礼様式は近世中期になり大きく変わったこと、その変化について、獅子屋台いわゆる檀尻や神輿太鼓や練物が姿を現わし急速に増え始めたことがわかる。それらの出し物が、神社側の企画したものではなく、氏子地域の各村が企画し、経費も各村がすべて負担した氏子側の自主的な出し物だと言う点である。「松原八幡宮祭礼絵巻」からこれらの出し物は今の屋台繁栄の始まりであることも明らかとなった。

そして、「八幡宮御神事御規式定」から喧嘩口論について、神幸渡御の際の氏子たちの神役軽視や無法な行為を繰り返し、3基の神輿が順番を無視して互いに先に入ろうとして喧嘩口論が発生していることがわかる。これは個人的な喧嘩口論でもなく意図的に主要神事の中に喧嘩口論の要素を持ち込もうとすることが感じられた。松原八幡宮例大祭の変った様子が現れ始めたことと明らかになった。また、近世中期に表面化した松原八幡宮例大祭での喧嘩口論は、ますます激化し、領主の介入を受けるまでに発展し、追放処分

免除の願書から、喧嘩口論の様子は、はっきりしないが、村払いというかなり厳しい処罰をしたことや、その後3年を経過した時点で、村人たちが八正寺社僧に依頼して追放処分中の若者たちの歎願書を提出したことなどが明らかになった。

今後の課題としては、近世に入って喧嘩口論と松原八幡宮の力が衰えていくにつれて起こる内紛と、当時の神幸渡御について書かれている祭礼絵巻や奉納絵馬を読み解き、より詳しく明らかにしていきたい。

成果発表会報告資料

「灘のけんか祭り」の 成立と展開

—松原八幡神社放生会の一考察—



播磨史ヒストリア

和田 幸司

芝本斗真 高橋幸希 関灘秀介 高木彩実瑠
竹本有花 平井麗氏 世良田杏里 井上恭輔
福本翔太 堀川聖真 内田陸生 馬場なつみ

1

1

主旨:

本研究では、兵庫県指定重要無形民俗文化財の松原八幡神社秋季例大祭（「灘のけんか祭り」）の原初形態であったとされる**放生会**（捕獲した魚や鳥獣を放す儀式）の開催の事実を確定し、その歴史的意義を考察する。

さらに、中世の支配イデオロギーのひとつである**殺生禁断令**と**放生会**の関連について明らかにし、**人権**を視点とした姫路市独自の社会科授業開発に資する。

2

2

2021年度の研究で明らかになったこと

-石清水八幡宮放生会の検討の必要性-

- ◎ **長保2年（1000）**には**松原庄**は開発されていた。石清水八幡宮によって**950～1000年**の間に**開発**がなされた。
- ◎ **承安元年（1171）**には松原八幡宮は「石清水八幡宮**松原別宮**」として**成立**していた。

3

3

研究計画

- 2021年度 {
 - (1) 松原庄と松原川の成立について
 - (2) 松原別宮（松原八幡宮）の成立について
- 2022年度 {
 - (3) 石清水八幡宮の放生会について
 - (4) 松原別宮の放生会について
- 2023年度 {
 - (5) 殺生を職分とする人々が社会外におかれる状況について
 - (6) 社会科歴史学習としての授業開発

4

4

石清水放生会（石清水祭）とは

男山山上の神殿から下りてきた神輿を迎え、それを下院（極楽寺）の舞台に移す。その神輿のまえで雅楽・相撲などの祭儀を行い、放生川にて魚鳥を放つ放生行事を行うというもの。



5



神幸の儀

6

放生会



7

還幸の儀



8

装束并

(1) 放生会の祭典は神仏習合的な構成

放生会次第 (室町中期ごろの史料15世紀ごろ)
出典『石清水八幡宮史』第二輯、六八・七五頁。

神幸の儀

①※(上院内殿から)奉移三所御璽於外殿
→奉寄御輿於外殿(御璽を神輿に移す)

②(上院神殿から下院宝殿へ三所神輿の
列

③四

放生行事は式典の一部。
放生の意義は早魃や病
気の除去にあった。

④
下橋前絹屋
→奉居三所御輿之間件四具楽同止乱聲
→(下院絹屋への神輿の到着)

⑤勅使、上卿、宰相、弁、史、外記、史生、
官掌、召使、八衛府各一員可参御輿御
→(引率舞人楽人等)林邑楽・童楽、
楽高麗楽行事
⇒御迎衆僧楽人等従御輿前

放生会

還幸の儀

神幸の儀

⑦祢宜三人、捧持御幣、参立御殿前
→祢宜一人、持祝筵、敷舞台上

⑧神主出従御供所、於舞台上筵可祝申
→此間公家十列御馬曳立、
→神主祝申了後、御馬三各乘自南大門、
於河原馳之

⑨導師表白、依八幡大菩薩御願、以毎年八
月十五日、勤行御放生会、講演最勝王經
之由、即可読正月以後放生目錄、…次導
師呪願

⑩(勅楽・東遊・駒形童楽舞・入調舞)
→此間、関白殿下神馬、乘尻馬左兵
衛尉等也

⑪(相撲十七番、新楽・高麗・林邑・童楽
舞)

⑫同夜行事(先奉居三所御輿於舞殿、…奉
寄三所御輿於御殿、…同夜還御次第如式
文)

二瓶・奉供御装束并

(2) 天皇の行幸に見立てた祭儀

放生会次第 (室町中期ごろの史料15世紀ごろ)
出典『石清水八幡宮史』第二輯、六八・七五頁。

神幸の儀

①※(上院内殿から)奉移三所御璽於外殿
(御璽を神輿に移す)

②「警蹕」=天皇や貴人の通行などのと
きに、声を立てて人々をかきこませ、先
払いをすること

④
祢宜三人相雙取白削称警蹕
→祢宜六人捧持御床子三基可迎進於坂
下橋前絹屋
→奉居三所御輿之間件四具楽同止乱聲
→(下院絹屋への神輿の到着)

⑤勅使、上卿、宰相、弁、史、外記、史生、
官掌、召使、八衛府各一員可参御輿御迎
→(引率舞人楽人等)林邑楽・童楽、次新
楽高麗楽行事
⇒御迎衆僧楽人等従御輿前

放生会

還幸の儀

神幸の儀

⑦祢宜三人、捧持御幣、参立御殿前
→祢宜一人、持祝筵、敷舞台上

⑧神主出従御供所、於舞台上筵可祝申


「参立」=天皇の行幸に準じている。

月十五日、勤行御放生会、講演最勝王經
之由、即可読正月以後放生目錄、…次導

「神輿御迎」=天皇の行幸に準じ
ている。

⑩(相撲十七番、新楽・高麗・林邑・童楽
舞)

⑫同夜行事(先奉居三所御輿於舞殿、…奉
寄三所御輿於御殿、…同夜還御次第如式
文)



【上院 神幸行列経路図】

神輿は三基。

- ・祭神は**応神天皇**
- ・**比咩大神**
- ・**神功皇后**

一 御輿次第

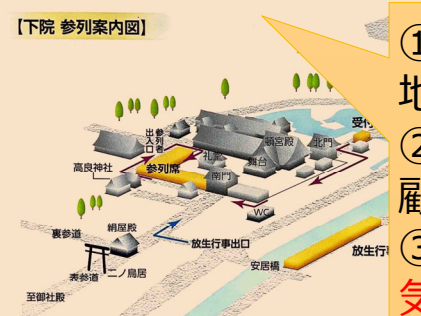
先一御輿
御綱引二十人 前後左五人 右五人 但着荒築苗行經也、
荷輿丁八人 前後左二人 右二人 但着青摺同袴、
侍人 俗別當 權俗別當 權神主 禰宜等

御輿預禰宜二人 威儀御馬一疋 御馬副一人 御鞍預禰宜一人 取御鞍
覆懸削木可捧持之、

次二御輿 儀式次第同前

次三御輿 儀式次第同前

(3) 御旅所祭祀



【下院 参拝案内図】

- ① 鎮座伝承上ゆかり深い地点への神幸
- ② 祭神事績・靈験への回顧のための神幸
- ③ 当該地域の早魃や病気の除去

11

松原八幡宮放生会について (松原八幡神社秋季例大祭の考察)

○「祭礼絵巻」(弘化年間1844~1848)
(出典：『松原八幡神社史』)

○「石清水八幡宮文書」
(出典：『石清水八幡宮史』)

12

「祭礼絵巻」 (弘化年間1844~48)



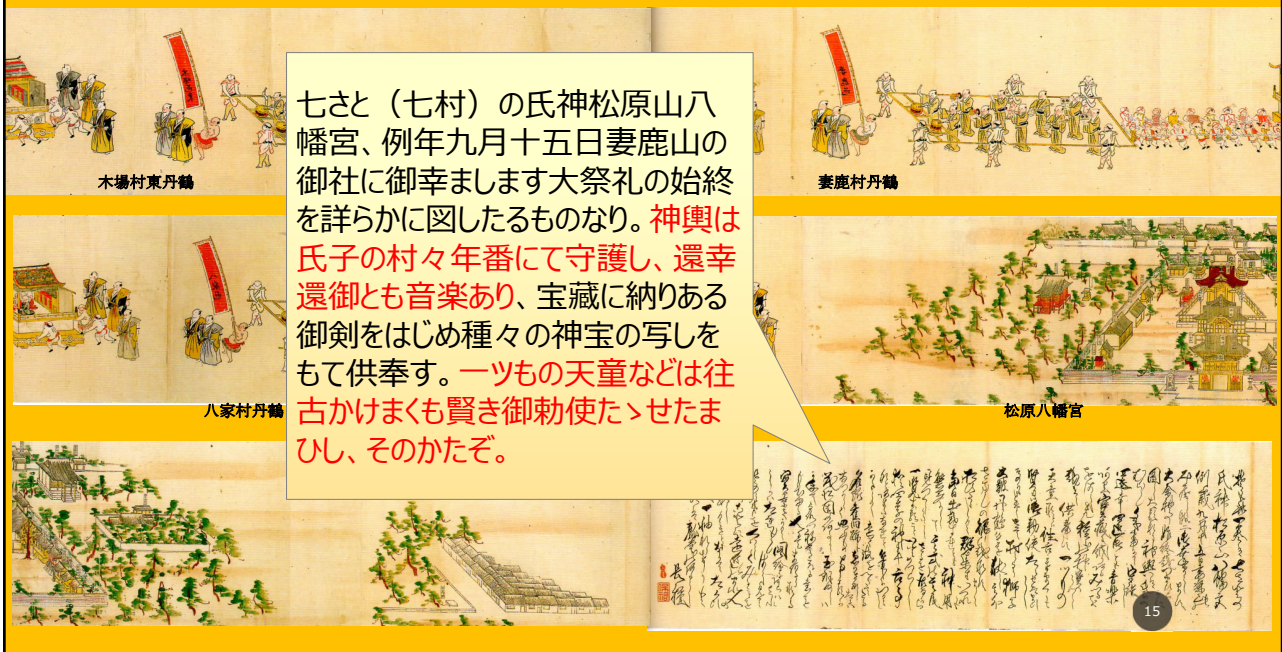
13

「祭礼絵巻」 (弘化年間1844~48)



14

「祭礼絵巻」 (弘化年間1844~48)

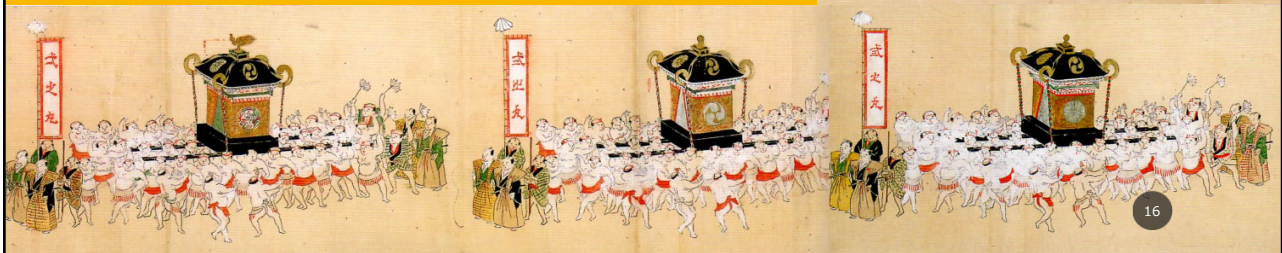


七さと（七村）の氏神松原山八幡宮、例年九月十五日妻鹿山の御社に御幸します大祭礼の始終を詳らかに図したるものなり。神輿は氏子の村々年番にて守護し、還幸還御とも音楽あり、宝蔵に納りある御剣をはじめ種々の神宝の写しをもて供奉す。一ツもの天童などは往古かけまくも賢き御勅使たゝせたまひし、そのかたぞ。

(A) 天皇の行幸に見立てた祭儀

- 神輿は三基。祭神は応神天皇・神功皇后・比咩三神。
- 「一ツもの天童などは往古かけまくも賢き御勅使たゝせたまひし、そのかたぞ」
→ 天皇の行幸様式

一ツもの勅使あるいは神の使いとされる子ども・白装束に山鳥の羽をつける。



① 伯耆国山田別宮神輿神宝事
出典『石清水八幡宮史』第五輯、七五頁。

右爲當國久米北條郷地頭代、令汚穢破損神輿神寶畢、件神輿自彼別宮上洛、遂置淀津邊之間、爲雨露朽損、於今者跡形無之、自武家實檢之後、遂四箇年星霜、于今無沙汰。

- ① 別宮ごとに神輿が配置されていた。
- ② 百姓が「神民」として編成されていた。

- 天福元年（1233）の石清水八幡宮の記事。神輿が「朽損」したとの記事があり、別宮ごとに神輿が配置されていたと考えられる。
- 貞応元年（1222）の石清水八幡宮の記事。百姓が「神民」として編成され、在地領主の直接支配に抵抗していることが分かる。

石清水八幡宮文書 阿波國櫛淵庄相傳證文（本宮所蔵）

可令早停止爲阿波國櫛淵別宮地頭秋本二郎兵衛尉代官背庄務探取神民相傳能田濫妨農業事

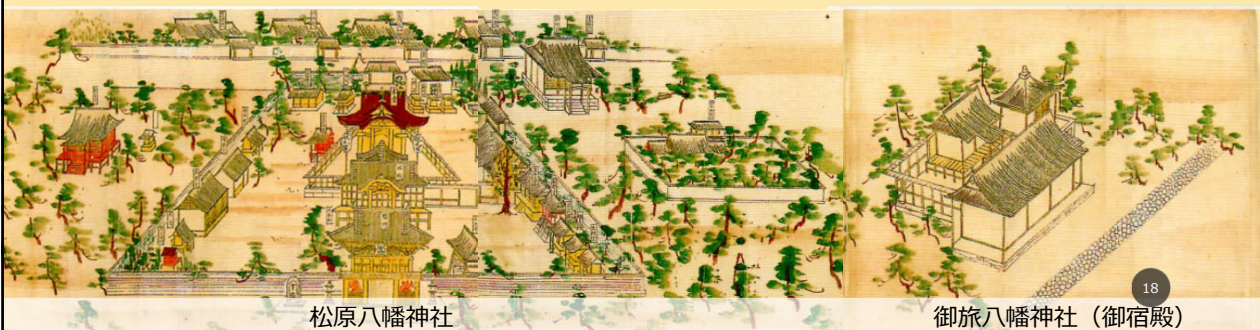
右如訴狀者爲新地頭秋本二郎兵衛尉代官探取神民等相傳之能田号地頭分令領作之間各避所殘之薄田絶農業畢云々者事若實者地頭所行甚自由也限本給

② 阿波国櫛淵庄相傳証文
出典『石清水八幡宮史』第五輯、三六三頁。

(B) 御旅山（妻鹿山）八幡神社への御旅所祭祀

・御旅所を設定して神の臨幸を迎えるということは、一年一度、市中に安置して神を迎え、舞人や雅楽の歓待を行うことで、旱魃や病気を祈禱するという側面、つまり、村の人々の生活を守るという側面があったと考えられる。御旅所は在地の「祭礼センター」。

塔頭（寺院由来）→神仏習合



御旅山旧道と「峯相記」

播州松原山八幡宮縁起

妻鹿の久津理という漁師が霊木を引き上げて安置した。

- 「峯相記」貞和4年(1344)国峯相山鶏足寺に参詣し寺に住する老僧とのあいだでとられた問答体の書物。
- 松原別宮ト申八。彼ノ浦ニ夜々光物有リ。其形ヲ知ラズ。此浦ニ群釣ト云老翁有キ。釣スル網ノ中ニ面一尺餘五六寸ノ朽木ヲ引入リ。分明八幡大菩薩ト虫食アリ。即北浦ニ崇奉ル。利生掲焉也。万人崇敬ス。社頭繁昌シテ僧坊軒ヲ連列。神事祭禮嚴重シテ近キ比マデ當國重代ノ人々放生會ノ箇流馬ヲ巡役トス云々



19

妻鹿より「国相撲人」上京。石清水放生会に参加

- 「国相撲人」は相撲節が催される際には上京するのはもちろんであるが、播磨国における神事・儀式奉仕へ組織的に組み込まれていたと考えるのが自然であろう。つまり、石清水八幡宮領の松原別宮放生会においても参加した可能性は高い。

明月記
建永二年七月八日天晴朝露廳頭久景持家放生會禮請判八枚也加判返給其狀
左近衛府殿紀伊國寄
應被早任先例與使
役兼使者供給傳馬
使番長火長壺人
近衛小野信守藤井
舊實平郡高平同高
則綱 近
國其男
新點白丁自國
條件相撲人等爲令勤仕
以牌
建永二年六月廿八日
正四位下行權中將藤原朝臣
和泉書様門
河内新點白丁重吉 兼通
攝津々々五太可差通
播磨新點八尋四郎妻鹿四郎可差通
伊賀同和吳

建永2 (1207) 石清水放生会の相撲十七番にて、妻鹿より「国相撲人」が上京して相撲を務めていた。

神事各守式日無懈怠可被催進之狀謹送如件
正六位上行將曹大石宿禰
正六位上行將曹中臣朝臣
日北野宮御會相撲

③ 『明月記』建永二年七月八日条
出典 『石清水八幡宮史』第二輯、三二六頁。

20

20

(C) 石清水八幡宮荘園支配体制と放生会の意義

①

丹波国安田園柏原別宮
出典『平安遺文』古文書編第三巻、一一〇一頁。

丹波國壹處 字安田園 水上郡

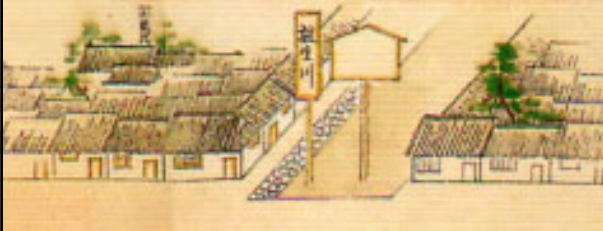
田地拾町

四至 東限山 南限見長里 逆仔宿并粉山
西限津坂 北限毛坂山

右、同符僂、同勘奏僂、宮寺牒水上東縣司長元七年十一月廿九日狀云、檢舊記、別宮國家鎮護之砌、奉安置大菩薩御躰奉修神事、爰舊司寄人他行之後、無相傳庄殿之人、然間郷中比年旱魃病患已以無絶、仍住人等祈禱之處、去治安三年六月五日御託宣云、我是八幡垂跡別宮、而住人不成其勤、因之我所致之禍難也云云、其後住人奉顯御躰、造立神殿之後、五穀成熟、郷土安穩者、同八年守源朝臣濟政

長元7年(1035)史料

- 旱魃・病気が絶え間なく続いているのは住人たちがその勤めを成していないからだ。
- 神殿造立後には**五穀成熟・郷土安穩**となる。
- **八幡大神の神威**が住人たちに自覚されていく様相。



21

21

灘のけんか祭りの成立と展開



姫路市独自の質の高い社会科地域教材となり得る。

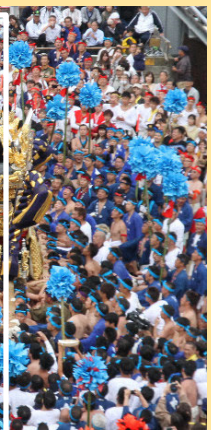


まとめ

石清水八幡宮放生会（石清水祭）の特徴

- 1 天皇行幸の様式（神輿3基）
（応神天皇・比咩大神・神功皇后）
- 2 神仏習合的
（放生の意義は「旱魃・病気の祈禱」にあるが、表裏一体としての石清水八幡宮のイデオロギー支配体制のひとつ）
- 3 神霊が移御する御旅所祭祀

松原八幡神社秋季例大祭を比較検討すると上記3点が松原秋季例大祭にも相当する



播磨史ヒストリア

22

22

52

